

(遮熱性塗装工事・断熱工事)

エコ住宅化補助金・バリアフリー住宅化補助金

■対象となる条件 以下の1～3全てを満たすこと

- 1 市内に事業所等を有する事業者（市内事業者）によって施工される工事
- 2 現に居住している個人住宅である
※ 併用住宅・集合住宅等においては、個人住宅部分のみが対象
- 3 その他工事ごとの条件は以下のとおり



| 工事 | 条件 |
|---------------|---|
| 遮熱性塗装工事 | 屋上、外壁、ベランダで、以下の塗料を使用した塗装工事 【対象塗料】 ・日本産業規格 K5602 に基づく日射反射率 50%以上 又は ・日本産業規格 K5675 に適合する遮熱塗料（屋上のみ） ※立地又は構造上、遮熱の効果が期待できない部分は対象外 |
| 断熱工事 | ・窓、ドアの断熱建材への改修工事 ・外壁、天井、床の断熱材への改修工事 |
| バリアフリー住宅化改修工事 | ・玄関、居間、トイレ、廊下、階段等の手すり新設 ・部屋と廊下、又は道路から住宅出入口までの通路の段差解消 ・住宅出入口、廊下の拡幅 ・扉の引き戸への変更、扉の吊元の変更 ・和式便器から腰かけ式便器（温水洗浄便器含む）への変更 ・寝室付近へのトイレの移設・新設 ・浴室における浴槽の高さの調節、脱衣室との床の段差解消、床材の防滑仕様への変更、手すり新設 |

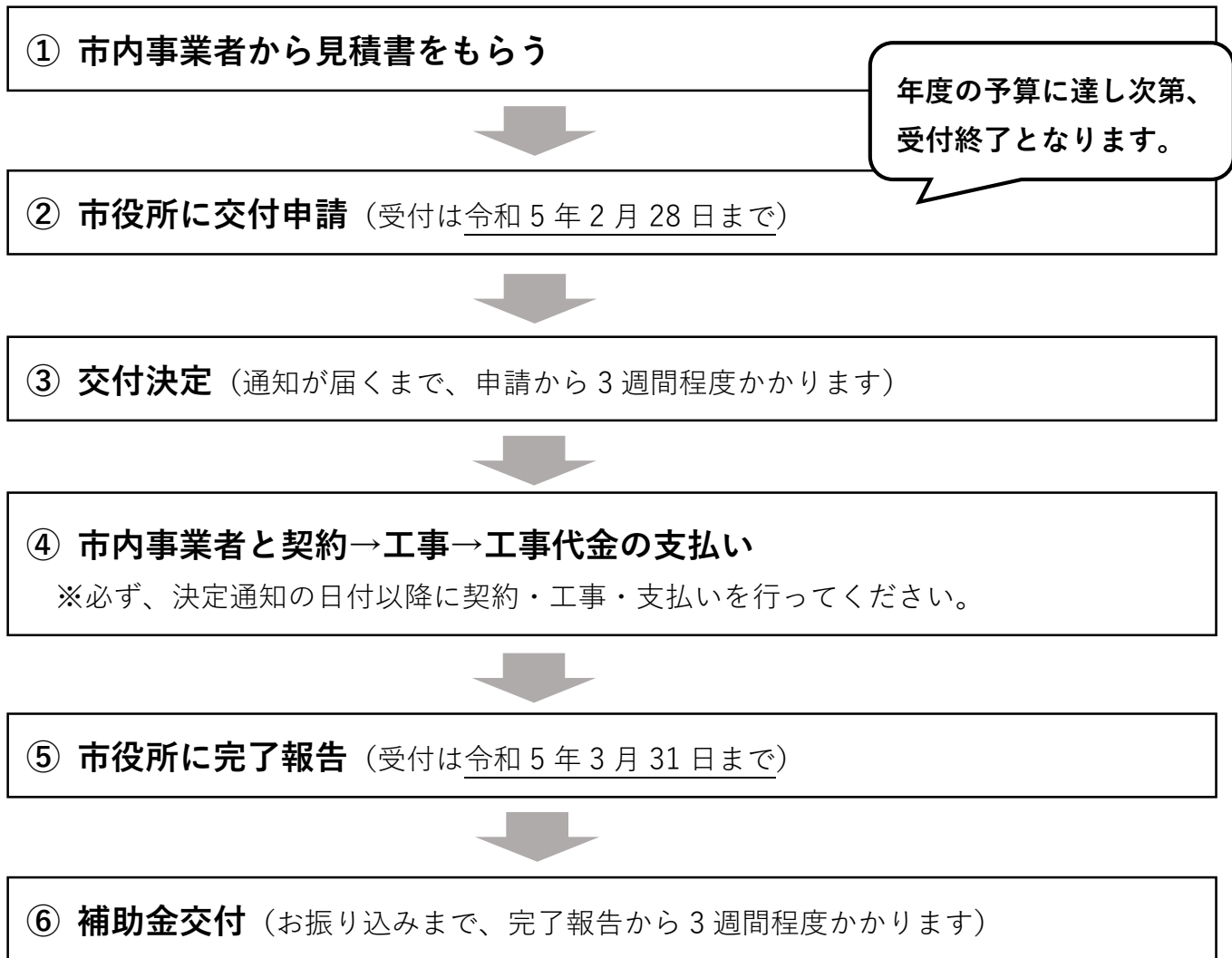
■補助金額

工事に要した費用の2分の1（上限額5万円、千円未満は切捨て）

■申請できるかた 以下の1～3全てを満たすこと

- 1 市内に住所がある（住基台帳に記録されている）
- 2 工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に現に居住している
- 3 市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない
※ 住宅の所有者が複数いる場合、所有者全員の同意と、所有者全員が市税等を滞納していないことが条件となります。

■申請の流れ



■必要書類

| | |
|------|---|
| 交付申請 | <ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書 ※住宅所有者が複数いる場合、同意書も必要 ② 見積書のコピー ③ 工事の仕様が分かるもの (例) 使用する塗料、断熱材、設置する浴槽のカタログ等 ④ 委任状（代理のかたが申請する場合） |
| 完了報告 | <ul style="list-style-type: none"> ① 完了報告書 ② 工事代金の領収書・明細書のコピー ③ 工事契約書のコピー ④ 工事写真（施行前・施行中・施工後） ⑤ 補助金請求書・口座振替依頼書（シャチハタ不可） |

注意！
 ②③は決定通知書以降の日付となっている必要があります。